

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年3月18日(月) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 意見書について
 - 2 その他

午後2時58分 開 議

○桂藤和夫委員長 それではただいまから総務常任委員会を開会いたします。本会議におけます、傍聴、写真撮影、録音録画を許可いたしております。ただいまの出席議員は6名でございます。よって直ちに会議を始めます。

1 意見書について

- 桂藤和夫委員長 本日も前回に引き続き、意見書、国の指示権を拡充する地方自治法の改正について慎重な議論を求める意見書案について議論をしたいと思っております。前回まで、いろいろ意見はありましたけれども、出すほうがいいのではないかという方向にはなりました。新たに意見書案が御手元にいつていると思っておりますけれども、これを読んできていただいたと思っております。これについて御意見等を承って、基本的には全会一致でないといけなかなとは思っております。最悪の場合、委員会としては意見書を出せないということも考えております。皆様方の御意見を聞きながら、21日が最終日ですので、どのようにするかをきょう決めないと。福山委員。
- 福山権二委員 みなさんの議論を踏まえて、提出理由、前文も含めて相当簡略にしました。読んでいただけましたか、皆さん。これをお願いしたいと思います。以上です。
- 桂藤和夫委員長 意見書案について話がありましたけれども、この文章等について何か御意見等があれば承っておきたいと思っております。副委員長。
- 坪田朋人副委員長 僕はこの内容ではちょっと賛同できないです。この法改正が実現するとから、立法事実もない議論と言えるまではごっそり必要ないのかなと思っております。提案理由に関しても、僕の中で、前も言ったように内容が賛同できない部分があるかなと思っております。
- 桂藤和夫委員長 福山委員
- 福山権二委員 この法改正が実現すると、国の指示に従う法的義務の範囲が広がる可能性が高い。これはいいですか。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。

- 坪田朋人副委員長　　この内容に関しては、今から変えていく感じになるのですか。福山委員はどう思われますか。
- 桂藤和夫委員長　　福山委員。
- 福山権二委員　　このことによって中央政府が地方自治体の行政に圧力をかけるという認識がある。だから、地方自治体の議会として、中身については十分に検討して慎重に審議してくれという意見書なのです。改正理由としている災害について、日本の災害法制では、災害対応自治体を市町村とした上で、補完性の原則により国や都道府県の関与を既に可能としているので、新たに政府が指示範囲を広げる必要はありません。今の法律で十分だということはいいいですか。反対されているから、その理由が知りたい。
- 坪田朋人副委員長　　改正理由としている災害についてから、立法事実もない議論と言えるまでは、僕は必要ないのかなと思います。
- 桂藤和夫委員長　　坂本委員。
- 坂本義明委員　　前のことを思うと、少し偏ってきている。
- 桂藤和夫委員長　　福山委員。
- 福山権二委員　　偏りすぎているというのはどこですか。
- 坂本義明委員　　例えば、強く要望するということまでは言葉として要らないと思う。望むのなら前のほうが、まだ現実的だと思う。これは極論過ぎると感じる。
- 桂藤和夫委員長　　福山委員。
- 福山権二委員　　強く要望するという強くがいけないのですか。
- 坂本義明委員　　それ以外にも、やはり言葉として極論過ぎるように感じる。ここまで望みたいのなら、委員会で出すより個人で出したほうがいいのではないかと。
- 桂藤和夫委員長　　谷口委員。
- 谷口隆明委員　　知事会も含めて、地方6団体が懸念を示している内容です。慎重に議論してほしいのはみんなの意見で、このことが極論という意味がよくわからないのですけれども。
- 坂本義明委員　　どちらかというと左に寄りすぎているように感じるので、ここで議論するものではないように思う。
- 桂藤和夫委員長　　福山委員。
- 福山権二委員　　左か右か中か下か上かは別にして、書いている中身はいいと思われているのか。それとも表現がいけないと言われているのか。その表現が左翼的だからいけないと言っているのか。そこがよくわからない。
- 桂藤和夫委員長　　谷口委員。
- 谷口隆明委員　　どこが左翼的なのかきちんと言わないと。全然左翼的でもなんでもない。中国新聞とか一般紙にも書いてある内容なので、私は全然そう思いません。もしそのように思われるのであれば、きちんとどこが左翼的なのか言わなければ、無責任だと思います。それから、坪田さんも賛同できないのであれば、どこどこが賛同できないときちんと言わないと。この全部がだめとかそういう言い方ではなくて、ここがおかしいのだということきちんと言わなければ、議論にならないのではないかと思います。
- 桂藤和夫委員長　　坂本委員。

○坂本義明委員 議論も議論だろうけれども、この文面を見るとむしろ前の文面のほうが受け入れやすいように私は感じる。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 僕の思いとしては、この全国知事会の文章に沿ったもので、皆さんの賛同があるのならいいですねと言いました。こちらの内容に関しては、前回の分と変わって簡略化をされているのですけれども、全国知事会の出されている文章に近いものではないので、議会や委員会として出すのは反対だなというのがあります。内容がどこかというところというと、先ほど言ったようなところだとか、国の指示権を拡充する目的でということも本当なのかとなりますし、国会による地方自治の統制につながるものとも言える極めて重大な問題であるという書き方は賛同できないと言っているのです。先ほど福山委員さんはこれでいくとおっしゃっていたので、これであれば私は賛同できませんと言いました。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 皆さんに、大阪弁護士会の主張とか、この問題への評価について資料を出しましたけれども、読んでもらえましたか。中身やその目的とかは、法律専門家がそのように言っていますけれども、そういうことがあっても、自分の判断でこんなことないと言われればそれまでです。今副委員長が言ったように、いろんな意見書を審議するのに、提案するものにみんなが全て納得しないといけないということが前提ですから、こうして会議をもってやっています。全国知事会が言っていることと内容が違うというのは、どう違うのか。前回の意見を踏まえて、たくさん書き過ぎていると。もっと簡略にしてやれと言うので、修飾的なのは全部とって、このようにしたつもりなのです。そういう意味では、前よりもかなりポイントを絞ったように書きました。この中で、今あった指示権を強くするということが本当かどうかわからないとまで言われると、それは全く議論にならない。この法律改正の目的は何かということについて、そういうものを読んでもわからないと言われるのなら。このことによって国の地方自治体に対する指揮命令権がふえる可能性が高いので、全国知事会も法曹界も出すところが多いのだけれども、そう思わないと言われるのなら、これはもう捉え方の違いなので、どうにもならないです。今後、そのように委員会でも議論していくということの前例になるので、私は気に入らないと言われればそれでいいわけです。ただ、せっかく出す者がいて、この内容について審議するときに、これによって国の地方自治体に対する一定の指示権が拡大されるということがわからないと言われるのなら、これはどうしようもないです。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 基本的に、僕は考え方に賛同はしています。多分、坂本さんとか坪田君が言われるのは、今説明があったように、要点を集約されたと言っているんで、そこがやはり強くなり過ぎたのかなど、僕は今議論を聞いて思いました。福山さん、これは今回21日までに提出したいと、決めるという考え方でよろしいですか。例えば、皆さんに納得してもらえるような勉強会をすとか、そういった時間的余裕というのはないですか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 この内容で新たに勉強する必要はないということと、これだけあれば理解できるのではないかと思う。それから、この国会で決まろうとしているので、6月ではもう国会が終わりますから、6月議会に先延ばすと後追いになる。だから、この議会で決めたいと努力をしてきたのです。

- 桂藤和夫委員長 他にありませんか。いろいろと意見をお聞きした中で、委員長としては、やはり委員会として出すのは難しいのかなという感覚でございます。福山委員。
- 福山権二委員 難しいというのは判断だから、みんながどうか聞けばいい。ただ、その議論の中身が今国会で審議をされ、全国知事会からも、これは危険性があるので慎重に審議してくれと。もう法律として閣議決定されて国会に提案されているので、慎重審議してくれと。私たち地方自治体の議会として非常に興味持っていると。この意見書でそこまで言う必要はないのだとなると、反対する人が、やる必要はないという根拠をもう少し示して議論しておかないと。今後、意見書を出すこともあるので。こういう可能性もあるのではないか、だから慎重に審議してくれという意見書なのです。慎重に審議することが嫌なのか。慎重に審議しないでもいいというのか。これすら否定するという論理があまり僕は思いつかないのです。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 坪田朋人副委員長 話がかみ合っていない部分があるのかなと思います。慎重審議というところではあるのですけれども、例えば、指示範囲を広げる必要性はないという強い文言について、反対ですと言っているのです。ですので、これを出すことに反対するというのは、前回の委員会をしたときも言ったと思うのですけれども、内容を精査しないと難しいですね。それで福山委員さんが新たに案をつくられたのですけれども、その案の中でも、僕は先ほどから再三申し上げているとおり、改正理由としている、災害についてから、立法事実もない議論と言えるという点も必要ないと思います。また、立法事実がない中で、国の指示権を拡充する目的で地方自治法の改正を検討しているというところは、すごく強い文言で明言されています。もっと慎重審議を求めるところに特化したような文書をつくられると、まだ考える余地があるのかなとは思っているのですけれども。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 上の前文をものすごく短くして、慎重審議を求めると2行ぐらい書いたらいいということですか。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 坪田朋人副委員長 経過が書かれている部分はいいのかなと思うのですけれども、1番の目的はどこなのかと思うのですよ。慎重審議を求めるところではないのですか。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 副委員長、きょうは時間があるので、この中でここを削れというところはすぐ直します。
- 坪田朋人副委員長 何回も言っていますが、この法改正が実現するとから、立法事実もない議論と言えるは必要ないと思います。立法事実がない中でも必要ないと思いますし、国の指示権を拡充する目的でも僕としては、その目的が本当なのかどうか分からないので入れないほうがいいのかと思います。
- 福山権二委員 国がその指示権を拡充することがわからないから消すということですね。
- 坪田朋人副委員長 指示権を拡充するかどうか分からないのではなくて、そのために今回法改正をしようとしているのかどうか分からないからです。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 政府が閣議決定をして、地方自治法を改正しようということが、その中身がわからな

いということですか。

○坪田朋人副委員長 目的がそんなに明言されているのですか。国が、指示権を拡充するために法改正をしますという目的を明確に出されているのかどうかを、僕は見つけられなかったので。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 それは、提案する説明の中に、閣議決定の中でも大阪弁護士会が言っているように、今あることよりもさらに国が関与する範囲を広げると。それは緊急事態的なこと、あるいはその政府が緊急事態だと思うこと、つまり政府が思うことの中身で決められると。これまで災害などの緊急事態で、自治体ができないからやってくれというときにはやってもいいけれども、積極的に国が地方自治体の言うことよりも、積極的に絡んでいくという法律の書き方になっているので、拡充すると普通は読めるのです。政府が拡充するのだと言っているわけではないです。

○坪田朋人副委員長 国は言っていないので、国の指示権を拡充する目的ではないのではないかなと僕は思います。僕はそう考えるので。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 そこを削ればオーケーですか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 最初の改正理由にある、災害についてから、立法事実もない議論と言えるというところも必要ないと思います。僕はここまで読んだ中で、これは賛同できないと思ったので。その後に関しては、理由についてそこまで深く読んでいないので、ここをこうしたらいいという案は持ってきていないのですけれども。

○桂藤和夫委員長 坂本委員は何かありますか。この辺がどうだという具体的な思いはありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員 そういう意見もあって、なかなかまとまらないのなら委員会で議論する必要もないように私は思う。これを見たら、まだ元のほうがわかりやすい。受け入れやすい。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 前のほうがいいのなら前のでいいですよ。

○桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。議論がいろいろあって、なかなかまとまりそうにないという現状ですので、委員会として意見書を出すことについては難しいかなという判断ですけれども、いかがでしょうか。福山委員。

○福山権二委員 この意見書に対して、どのような反対意見があったのかということは記録として明確にしといてほしい。これは放映されるのでしょうから、それはいいのですが、議事録に残るので、これを出した提案者とそれに対する反対意見というのは、明確に記録に残してもらいたい。慎重審議を求めるのだけれども、その経過として、立法事実がないというのもわからないとか、あるいは可能性が高いとか、政府が指示権を拡大しようという意図が読めないとか、そういう意見があると。それが対立だということになれば、それを残してもらって、はっきりしておかないと。あとで、この議会の委員会の経過をきちんとした資料として市民に報告するのに、どの議員がどう言ったということも、きちんとしておきたいので。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 指示権の拡充という問題では全国知事会もこれを出した後、この国の指示が地方自治

の本旨に反して安易に行使されることがないように、きちんと事前に調整したり、明確化したりするように強く求めると。指示権が拡充する恐れがあるから、全国知事会もそう言っているのであって、このことが反対の理由というのは、私は理解できない。個人の意見ですけれども、これは全国知事会も含めて、そういう恐れがあるから慎重に運用してほしいという要望を出していると思う。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 今回出されている意見書が、慎重審議を求めるとか、安易に行使されることがない旨が、という書き方だったらいいと思うのです。どこの書き方が悪いかと言われたから、私はこの文章であれば賛同できませんと再三説明していると思います。この出された意見書が、先ほど谷口委員さんに読んでいただいた全国知事会の文章と同じかと言えば、読み手として全然印象が違うのですよ。それが伝わっていないのであれば、受け取られた方がそう受け取ったのだらうなと思うのですけれども。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 地方自治法の改正は、もう国会に提出されて議論されているのだけれども、この種の内容、地方自治法の改正は慎重に審議してくれと、地方自治体の議会として、政府国会に意見表明すること自体は賛成されたので、それはそれでいいですね。全文から言えば、出すときにはこういう危険性があると思うので、そこを十分踏まえて議論してくれと。それぞれ捉え方があるが、どんどん改正してもいい、このとおりにやってもいいと言えばそれまで。改正には十分注意してくれというときに、こういう危険性があると思うのだが注意してくれ、ここも踏まえて議論してくれと言うのだから、意見は違わないと思うのだが。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 十分留意してくれという文言が、こんなのは必要ないとか、立法事実もないという文言とイコールなのですか。今おっしゃられているニュアンスと文章に書かれているニュアンスは違うと思う。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 立法事実がないとか、危険性があるとか、すべきでないというのは意見です。そういう意見もあるので、そういう危険性も踏まえて十分議論してくれと。議論するほうは、そんなことは全くないのだという意見もあるし、反対する意見もある。そこは国会の中で十分議論してもらおう。そういう疑問もあるということを経験から政府に求める、国会の参議院、衆議院にも求める。そういう動機があるから、今回の地方自治法の改正で地方が中央にいかなる規制も受けないと。今の個別法だけで十分で、それ以上政府がしないと読めるのならそれでいいのですよ。そうではないので、全国知事会などがこういう危険性があるよといって、十分慎重審議せよと動いている。県議会も動いたほうがいいし、市議会も動いたほうがいいということで、多くの人がそう思っているということ踏まえて、国会で十分審議してくれと。地方議会に携わる者としてこういう危険性があるので、意見を出していこうということです。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 ごめんなさい。僕の言っていることと、受け答えが平行線というか、擦れ違ったままずっと続いているので、どうしたらいいかわからないのですが。

○福山権二委員 何が平行線かわからない。いや、あなたがこんなことを出さなくてもいいと。危険性

があるとは全然思っていない。政府はそう思っていない。だから変えようと思えば変えたらいいし、全国知事会がどうこう言っても、そんなことに地方自治体の議会として関与することはないのだと、やらせとけばいいのだという意見ならそれでいいのですよ。ただ書き方が悪いとか…。

○坪田朋人副委員長　　ずっとそう言っているのです。それをずっと説明しているのですけれども、その受け答えがずっと平行線なのですよ。

○桂藤和夫委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　考えというのは、地方自治法改正について意見を言うことはないと言われていたのですね。

○桂藤和夫委員長　　國利委員。

○國利知史委員　　今のお話を聞いていて、坪田議員は、多分この内容に100%反対ではなく、この文章が、例えば、全国知事会から上がってきた文章に、文言的に近いならいいのかもしれない。僕はそこまで思わないのですけれども、これでいうと、余りにも断定しすぎていて、可能性があるからこうしましょうという文章には聞こえないということを言いたいのだと思います。

○桂藤和夫委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　そうですか。それでは、地方自治法の改正にはいろいろ考え方があると。全国知事会はこう言っているということもあるので、それを踏まえて慎重にしてくれという書き方ならいいのですか。

○桂藤和夫委員長　　副委員長。

○坪田朋人副委員長　　前回の委員会でそう伝えたと思ったのですが。直されるということだったので、それを受けてここに来たのですけれども、全然変わってないなど。

○福山権二委員　　全国知事会が言っていることを主体に書けばいいということですか。副委員長。

○坪田朋人副委員長　　そうですね。基本的にはそれに沿ったような形でないと難しいと僕は前にも言いました。求めることに関してはいいのかなとは思いますがけれども、こういう文章であれば私は賛同できません。

○桂藤和夫委員長　　坂本委員。

○坂本義明委員　　そういうことなので、走りまくっているように感じる。自治会とか市長会の意見も踏まえた内容的なものが出てきていたら、これはちょっと、とは言わなかったかもしれないけれども。こういう文面で出そうと思うのなら、あなた個人で出せばいいのではないかということです。

○桂藤和夫委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　皆さんそうおっしゃるので、もしそれで皆さんよかったら、全国知事会の要請文を参考にして、そこの中で抜粋して、こういう意見もあるので慎重審議をお願いしたいという文案にします。きょう中にまとめて、また皆さんへ提案をするということでいいですか。

○桂藤和夫委員長　　時間的に間に合いますか、局長。委員会で決議をした形で上げないといけないのですか。

○山根啓荘議会事務局長　　そうです。

○桂藤和夫委員長　　その辺も踏まえて、今の提案に対しての御意見を聞きたいと思います。谷口委員。

○谷口隆明委員　　もし間に合わせようと思えば、今ここで協議して、文章を変えるしかない。また持ち帰っていたら絶対無理だと思います。どうしても全員一致の文章ということになれば、ここで協議す

るしかないと思います。

- 桂藤和夫委員長　　今の意見に対しまして、何か。
- 坪田朋人副委員長　　出すならそうするしかない。
- 桂藤和夫委員長　　休憩します。

午後3時31分　　休　　憩

午後4時8分　　再　　開

- 桂藤和夫委員長　　それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。休憩中に意見書の案をつくり変えたものができたのでお配りしていると思います。この案で総務常任委員会として出すという方向でいかどうか、最終的に協議をさせていただいて、オーケーなら委員長発議で21日に出そうと思っております。いかがでしょうか。意見ないですか。ないようですので、多少字句の変更はありましたけれども、修正をさせていただいて、21日に委員長発議で本会議へ提出したいと思います。
-

2 その他

- 桂藤和夫委員長　　きょうは、それだけの審議ですけれども、その他何かあれば御意見を承っておきたいと思います。ありませんか。次回の総務常任委員会は4月1日になるのですけれども、4月1日でもいいかどうか。
- 坪田朋人副委員長　　8日がいいと思うのですけれども、どうでしょうか。
- 桂藤和夫委員長　　4月8日でどうでしょうかということですが、よろしいですか。何か予定ありますか。10時の予定で、総務常任委員会をまた開きたいと思います。あさってが閉会になりますけれども、いろいろとまた採決等ありますので、よろしく願いいたします。以上で本日の総務常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後4時10分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長